

墨田区告示第496号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
すみだ福祉保健センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月12日

墨田区長 山 本 亨

施設の名称	指定管理者	指定の期間
すみだ福祉保健センター	東京都墨田区向島三丁目36番7号 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団 理事長 岸川 紀子	令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで